

保護者様

大阪府立泉尾工業高等学校

校長 井上 泰治

学校感染症による出席停止についてのお知らせ

平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜りまことにありがとうございます。

さて、お子さまが学校保健安全法施行規則第18条、第19条にある「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、感染防止のため出席停止となります。その際、医師の証明書が必要になりますので、出席停止期間を終えて再登校後に提出してください。学校に所定の用紙がありますので、必要な場合は申し出てください。

学校ホームページからも入手可能です。証明書の発行には、費用がかかることがありますがお理解ください。

注 意 ①令和7年3月現在、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は、医師による証明書は不要です。

保護者による証明と処方薬の写しを提出してください。➡学校所定の用紙があります。

②★その他の感染症は、学校からの指示がある場合のみ出席停止となります。

分類	感染症名	出席停止期間の基準
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日が経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日が経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・咽頭炎・結膜炎等の主要症状が消失した後2日が経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れはないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れはないと認めるまで
	★ <u>その他の感染症</u> (感染性胃腸炎) (マイコプラズマ感染症など)	学校や地域で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要がある時に限り、校長が学校医の意見を聞き緊急的に措置をとることができるもの。